

振込み依頼をする会員に送付する文書です。

事務連絡
令和4年12月22日

会員各位

一般財団法人石川県教職員互助会

銀行からの振込手数料の変更について

拝啓 皆様におかれましては、平素より互助会事業にご協力を賜りお礼申し上げます。
さて、当互助会では、会員の皆様に対して、掛金等について給与引き落としができない場合は納付書（振込依頼書）による振込みを依頼してきたところです。

今回、北國銀行による県関連団体に対する手数料の見直しに伴い、会員からの納付書による振込手数料について下記のとおり変更いたします。

当会では、今回の手数料の変更に伴い、従来納付書払いでは会員の皆様の大幅な負担増になることから、会員の負担軽減及び利便性向上を図るために、会員の皆様には「口座振替」への変更手続きを推奨します。

口座振替の場合、当面の間の手数は会員の皆様の代わりに当会が負担いたします。

また、口座振替は銀行窓口に行く手間が不要になることから、会員の皆様にとって利便性の向上に繋がります。

この機会に別紙にて、口座振替の手続きをお願いします。

今回の北國銀行による手数料の一部見直しは、デジタル化を起点とした地域の生産性の向上を目指すために、納付書払いなど各種窓口手数料の見直しを行うものです。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【手数料変更の内容】

- ・ 手数料 北國銀行窓口からの納付書払い：無料→1件あたり770円
北國銀行口座からの口座振替：無料（当会が手数料を負担）
- ・ 変更日 令和5年1月4日

教職員互助会 山崎
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977
E-mail: fukuri@pref.ishikawa.lg.jp